

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月23日

熊本県知事
蒲島 郁夫殿

提出者 〒869-2612
住 所 熊本県阿蘇市一の宮町宮地4454-1
東京応化工業株式会社 阿蘇工場
氏 名 工場長 山村 崇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0967-22-4411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京応化工業株式会社 阿蘇工場
事業場の所在地	熊本県阿蘇市一の宮町宮地4454-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	資本金146億4044万8千円
③ 従業員数	1,950名(全体) 133名(阿蘇工場)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所 ↓ 中間処理(燃料化、再生利用、焼却、中和) ↓ 最終処分



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) EHS部EHS業務室 ↓ 阿蘇工場 総務室 <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理業者との契約 ・ 定期的監査の実施 ・ マニフェスト伝票発行及び管理 ・ 各種届出 			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	排 出 量	856t	80t
	(これまでに実施した取組) ・ ライン洗浄液の再利用・配管洗浄液の削減 ・ 洗缶溶剤量の削減・減量化		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	排 出 量	1,000t	120t
	(今後実施する予定の取組) ・ 蒸留による溶剤回収 ・ 高カロリー廃液の有価物化 ・ 洗缶溶剤量の削減 ・ 減量化		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別方法 廃油……15種類 廃アルカリ……1種類		
③ 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生利用、優良処理業者での処理が可能になるような分別の実施。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	全処理委託量	856t	80t
	優良認定処理業者への処理委託量	856t	80t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t
	(これまでに実施した取組) なし		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ
	全処理委託量	1,000t	120t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,000t	120t
	再生利用業者への 処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) 減量化及び有価物化に取り組む。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。